The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	刑事人権の国際化 ： 国際準則の動向を中心として
Author(s)	森本, 益之
Citation	国際公共政策研究. 1999, 4(1), p. 71-83
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/8063
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

刑事人権の国際化
—国際準則の動向を中心として—

Internationalization of Human Rights of Prisoners

森本　益之*

Masuyuki MORIMOTO*

Abstract

The internationalization of crimes has been striking recently in Japan. Along with this phenomenon increases the necessity of international cooperation in the prevention of crime and the treatment of offenders, for example, extradition, mutual judicial assistance, execution of foreign criminal judgment and so on. Among these problems focuses this article on the human rights of prisoners. In relation to this theme exist already many international rules made by United Nations, for example, Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners and International Covenant on Civil and Political Rights. These UN rules stress the inherent dignity of the human person. In Japan has been attempted the amendment of prison law in recent years. On this occasion insists the author of this article on the esteem of the trends of international rules and the respect of human dignity of prisoners.

キーワード：刑事人権、受刑者、犯罪の国際化、国際準則、ＮＧＯ

Keywords：human rights of prisoners, internationalization of crimes, international rules, NGO

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授

1. はじめに

周知のように、日本社会の国際化に伴い、犯罪現象の国際化現象が顕著になり、それに対応して犯罪対策の国際化が求められるようになっている。ここで、犯罪の国際化とは、犯罪が複数国にまたがる現象であり、我が国の実態としては、①国際的常習犯の流入、②暴力団による銃器・薬物等の密輸、③外国人の不法入国・不法就労、④国際化した企業による脱税・外為法違反等の経済犯罪等が顕在化しているところである。

このような広義の国際犯罪に対処するには、刑事司法全体について国家間の協力が必要とされるのはいうまでもなかろう。そこで、犯罪人の引き渡しや捜査共助・司法共助などの古典的な刑事司法協力に加えて、「刑法の国家性原則」の緩和を前提に、外国刑事判決の執行や刑事訴追の移管といった新しい形態の刑事司法協力も登場しはじめている。さらに、こうした犯罪対策の国際化と呼応して、犯罪者処遇の国際化という問題も改めて注目を浴びるようになっている。本稿では、これら犯罪と犯罪対策の国際化に関わる諸問題のうち、「刑事人権の国際化」という問題を取り上げることにしたい[1)]。けだし、この問題は、広義の国際刑事法や国際人権法における重要テーマの1つになっているし、本号が憲法学者として人権問題に造詣の深い伊藤公一教授の退官記念号として刊行されることに鑑み、「人権」の一分野を形成する本テーマを論じることをもって同教授の長年のご厚誼に対する感謝の意を表明させていただきたいと思うからである。

2. 刑事人権の概念とその「国際化」という視点

(1) 刑事人権とは、いうまでもなく、犯罪に関与したとして逮捕され勾留された者や刑事裁判の被告人(いわゆる未決拘禁者)、あるいは有罪宣告を受けた受刑者等に保障されるべき人権を意味する。その内容は無罪推定を受ける未決拘禁者と既決の受刑者との間では当然に相違があるが、人道的処遇の保障のように双方に共通するものもある。未決拘禁者の場合は、刑事手続におけるデュー・プロセスの保障として、およそ次のような権利が認められてきた。すなわち、①令状主義による人身の自由の保障、②逮捕理由の告知、その他逮捕に伴う権利告知を受ける権利、③黙秘権、④弁護を受ける権利、⑤面会・信書授受等の外部交通権、⑥証拠開示を受ける権利、⑦公平な裁判所による迅速な裁判を受ける権利、⑧自己負罪拒否特権、⑨違法収集証拠拒否権、⑩伝聞法則、⑪上訴・再審請求等の不服申立権等がそれ

1) 国際人権法分野で「刑事人権」という表現が使われる。たとえば、五十嵐二葉「国際刑事人権法総論」(1996)等。国際人権法の概説としては、阿部浩己・今井直「テキストブック国際人権法」(1996)がある。

であって、近代市民革命以降、このような諸権利は、刑事裁判の基本的原則として国際的に承認されている[2)]。これに対して受刑者の場合は、やや事情を異にする。有罪の判決を受けて刑事施設に拘禁された受刑者と国家との間の関係は、いわゆる「特別権力関係」に立つものとされ、そこでは、一般国民に保障される基本的人権や法律の留保あるいは司法的救済等が排除されているとする見解が20世紀半ばまで有力に主張され、行政や裁判実務もそれに従っていたからである。

しかし、第二次世界大戦後、国際連合で世界人権宣言・国際人権規約等が採択され、いずれの国にあっても受刑者等の被拘禁者の「人間としての尊厳」を確保することが強調されるようになったこと、また、我が国では全国民の基本的人権尊重を大原則とする日本国憲法が制定されたこと等を契機として、上述のような伝統的特別権力関係論は否定されるに至った。受刑者といえども、その「法的地位」の確立が求められ、「受刑者の権利」の保障が承認されるようになったのである[3)]。

（2） 以上のような経緯を経て、今日では、未決拘禁者や受刑者に関わる「刑事人権」はいわゆる「市民権」を得るに至ったのであるが、この人権もまた、他の人権と同じく「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であって、「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」のであり、そのような努力を通じて、人権の内容がより豊かになっていくものである。とりわけ、受刑者に関わる人権は、その承認自体が比較的新しいし、受刑者の人権の内容にどのようなものが含まれるか必ずしも定かではない。刑事人権の中でも、「受刑者の権利」を巡る論議は、決着済みの問題ではなくむしろ未解決の課題の様相を呈しているのである。それだけに、この問題へのアプローチは多様な観点から行われるべきであろうが、その一つとして「国際化」という視点は、人権概念が普遍性をその本質としていることに鑑みれば、必要不可欠の視点である。また、それは、上述したような我が国社会の急速な国際化や国際社会全体の緊密化に由来する現代の時代的要請といってもよい。そのことの具体的例証としては、1976年に始まった我が国の監獄法改正作業において法改正のスローガンとして、行刑の近代化・法律化とならんで「行刑の国際化」が掲げられたことが挙げられよう。さらに、そこに示された「行刑の国際化」というキーワードは、その後、学界・弁護士界・市民団体等が我が国の行刑水準をそれに関する国際準則と比較することを促し、国際的なスタンダードの充足という視点から我が国の行刑法の将来像を語る契機ともなったのである[4)]。それは、このキーワードがきわめて時宜を得たものであったことを物語っているよ

2) この内容につき、宮崎繁樹・五十嵐二葉・福田雅章編「国際人権基準による刑事手続ハンドブック」(1991) 43頁以下参照。
3) この点につき、拙稿「受刑者の法的地位と人権」犯罪と非行100号 (1994) 229頁以下参照
4) たとえば、日弁連拘禁二法案対策本部「日本の刑事制度は国連被拘禁者人権原則を充足しているか」(1991)、日弁連「国際人権（自由権）規約の日本における実施状況に関する報告—その１」(1991)、日弁連拘禁二法案対策本部「解説・日弁連刑事処遇法案」(1994) 等。さらに庭山英雄・西嶋勝彦・寺井一弘「世界に問われる日本の刑事司法」

うに思われる。そこで、以下では、主として受刑者を対象とする刑事人権について、「国際化」の視点から若干の考察を試みたい。

3. 受刑者の人権に関係する国際準則とその概要

（1） まず、受刑者の人権や受刑者を含む被拘禁者の処遇に関係する主な国際条約及び国連決議すなわち「国際準則」が作成される主要な手続としては、国連人権委員会のルートと国連「犯罪防止及び犯罪者処遇会議」のルートがあり、それぞれのルートで採択された草案や決議が、最終的に国連総会の審議・採択を経て、国際準則の誕生となる。これらの国際準則について注意を要するのは、その法的拘束力の問題である。すなわち、国連総会で「条約」や「規約」として採択されたものは、締約国に対して法的拘束力を有する。

しかし、「決議」として採択されたものは国連加盟国に対して勧告的な意味を持つにとどまるからである（だだし、国際慣習法を決議とした場合や決議内容がその後慣習法化したとみられる場合は別論であろう）[5]。もちろん、「決議」であっても、その問題に関する国際世論の意向を示すものであり、加盟国はできるだけその趣旨を汲むように努めることが要請される。とくに1955年以来5年ごとに開催されている国連「犯罪防止及び犯罪者処遇に関する会議」（国連犯罪防止会議と略称される）での決議や勧告は、受刑者等の被拘禁者の人権や処遇に関する国際動向を表明するものとして重要な意味をもつ。

（2） 以下、受刑者等に関する主な国際準則を挙げることにする[6]。

I 「世界人権宣言」((Universal Declaration of Human Rights) 1948年12月国連総会で採択。

前文と本文30条から成り、人権に関して「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」公布された。条約でないので法的拘束力はないとされるが、慣習法としての地位を占めつつあるとの見解もある。受刑者等の取り扱いに関する基準としては、①身体の自由及び人間としての尊厳に関するもの（生命、自由及び身体の安全に対する権利＜3条＞、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰の禁止＜5条＞、健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利＜25条＞等）、②権利救済に関するもの（権限

(1997) が詳しい。これらに対する当局サイドの反論としては、鴨下守孝「『国際化』の要請に応えられる行刑の在り方について考える」犯罪と非行107号（1996）88頁以下等。

5) 竹中樹「国際準則と矯正」刑政105巻5号（1994）60頁以下、森下忠「刑事政策の論点III」(1997) 8頁以下、大橋哲「国際連合と矯正との関わり」刑政103巻11号（1992）26頁以下、同「行刑施設における被収容者の処遇と国際準則」刑政104巻12号（1993）29頁以下等参照。なお、行刑関係者による「決議」の法的性格の理解への批判として、「決議＝勧告＝法的拘束力なし」という単純な認識しか存在しないとするのは北村泰三「国際人権と刑事拘禁」(1996) 55頁。

6) 以下の国際準則につき、法務省矯正局法規室「矯正関係国際準則集」(1993) 参照。また、野村幸雄「国際処遇基準と日本行刑」森下忠他編「日本行刑の展開」(1993) 31頁以下、北村・前掲書50頁以下等参照。

ある国内裁判所による効果的な救済を受ける権利＜８条＞)、③思想、良心及び宗教に関するもの（思想、良心及び宗教の自由に対する権利＜18条＞)、③意見表明に関するもの（意見及び表現の自由に対する権利＜19条＞）等がある。

II 「被拘禁者処遇最低基準規則」(Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners) 1955年８月第１回国連「犯罪防止及び犯罪者処遇会議」(ジュネーブ）で決議。1957年７月国連経済社会理事会で承認。

法的な拘束力はないとされるが、各国は行刑立法及び実務の運営に当たって、規則の内容を指導理念として尊重し、かつ規則に示された水準を充足するよう努力すべきものとされている（ただし、内容の一部を慣習法とみる意見もある)。内容は、全体として被拘禁者の人権保障と社会復帰のための受刑者処遇を実現することを目的とし、刑事施設の管理運営と処遇に関する最低基準を示したもので、序則・通則・特則の95条からなる。通則では、被拘禁者の生活条件の一定水準の保障、残虐な懲罰の禁止、施設長・関係官庁等への不服申し立ての権利、家族等との面会・通信の権利、職員の研修等を定め、特則では、受刑者・未決拘禁者等のカテゴリー別にそれぞれの処遇原則を定めている。

国連加盟国は５年ごとに事務総長に規則の充足状況について報告書を提出することとされる。1984年には「被拘禁者処遇最低基準規則の効果的充足のための手続」が経済社会理事会で採択され、加盟国は報告書の作成に当たってこの手続を考慮に入れることが要請されている。この「手続」の内容としては、各国は自国の法制度及び文化との調和を図りつつ、規則を採用し、国内法規に取り入れることが定められている（１条・２条)。

III 「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約・B規約)」(International Covenant on Civil and Political Rights) 1966年12月国連総会採択。1979年６月日本政府批准。

これは批准・発効した条約であり、法律より上位の効力が認められる。受刑者等の被拘禁者に関する規定としては、拷問又は非人道的若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰の禁止(７条)、法律で定める理由及び手続によらなければその自由を奪われないこと(９条)、自由を奪われた者に対する人道的かつ人間に固有の尊厳を尊重した取り扱い（10条)、被告人と受刑者との分離（10条２ａ)、少年と成人との分離（10条２ｂ)、行刑制度は被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目的とする処遇を含むものであること（10条３)、弁護人との接見交通の保障（14条３ｂ)、プライバシーの保護（17条)、思想・良心及び宗教の自由についての権利（18条)、意見及び表現の自由についての権利（19条）等があり、それらの条項の適用に関して争われることもある[7]。

7) 被拘禁者による行刑関係訴訟でも人権規約等の国際準則の規定を根拠とするケースが増えている。これにつき鴨下守孝「国際準則と矯正」刑政105巻10号（1994）34頁以下。なお、山下潔「国際人権法の国内法適用」宮澤節生・山下潔「国際人権法・英米刑事手続法」(1991）223頁以下参照。また、当局への批判論としては海渡雄一「監獄と人権」(1995）など。

なお、規約40条により、締約国は、当該締約国に対して規約が発効した時から1年以内に、その後はB規約人権委員会が要請するときに、この規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することを義務づけられている。そして、B規約人権委員会は、提出された報告を検討して、委員会の報告及び適当と認める一般的性格をもつ意見を締約国に送付する[8)]。

Ⅳ 「拷問等禁止宣言」(Declaration on the Protection of all Persons from being subjected to Torture and other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment) 1975年12月国連総会で採択。

拷問及びその他の残酷な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰を受けることからすべての人を保護する宣言。この宣言は勧告的なものだったので、より拘束力のある条約に高める必要があるとされ、1984年に後述の拷問等禁止条約が採択された。

Ⅴ 「法執行官行動準則（綱領）」(Code of Conduct for Law Enforcement Officials) 1979年12月国連総会で採択。

法的拘束力はないとされるが、警察官・刑務官等の法執行官は、職務の執行に当たり、すべての者の人間としての尊厳を尊重、保護し、その人権を擁護、支持すべきであること（1条）等、法執行官の行動における準則を定める。

Ⅵ 「医学倫理原則」(Principles of Medical Ethics relevant to the Role of Health Personnel, Particularly Physicians, in the Protection of Prisoners and Detainees against Torture and other Cruel Inhuman or Degading Treatment or Punishment) 1982年12月国連総会で採択。

法的拘束力はないとされるが、被拘禁者に対する拷問や残虐な取り扱いに医師等の医務職員が関与してはならないとの倫理を中心に、被拘禁者等の医療を担当する職員は拘禁されていない者に施されるものと同質、同水準の健康に対する保護と治療とを提供する義務を負うこと（原則1）等の6原則を定める。

Ⅶ 「拷問等禁止条約」(Convention against Torture and other Cruel, Inhuman or Degading Treatment or Punishment) 1984年12月国連総会で採択。

先の拷問等禁止宣言の趣旨を条約化して、明確に法的効力をもたせることにした。

実体規定として、拷問とは、情報若しくは自白の獲得、処罰、脅迫等を目的として公務員又は公務員の煽動によって、身体的又は精神的な苦痛を加える行為であり（1条）、締約国は拷問行為を防止するための実効的な措置をとること（2条）や拷問行為を刑法上犯罪とする

8) 最近の例としては、1998年に規約人権委員会で日本政府報告に対する審査があり、後述するように委員会の所見が示され、自由権規約第1選択議定書（権利侵害を受けた個人が人権委員会に通報でき、委員会は意見を述べることができる旨規定）の批准を勧告されている。国内でもこの早期批准を求める声が多い。なお、規約の解説として宮崎繁樹編「解説・国際人権規約」(1996) がある。

こと（3条）等を義務づけられること、また、法執行官に対する訓練の中に拷問禁止に関する教育を含めること及びその趣旨がかれらの職務に関して定められる規則又は指示の中にも含められること（10条）等が定められている。さらに、実施措置として、拷問禁止委員会の設置（17条）、委員会に対する報告制度（19条）、委員会の調査制度（20条）、国家通報制度（21条）、個人通報制度（22条）等が規定されている[9]。

Ⅷ 「外国人被拘禁者の処遇に関する勧告」(Recommendations on the Treatment of Foreign Prisoners 1985年9月第7回国連「犯罪防止及び犯罪者処遇会議」(ミラノ）で採択。

これも勧告であって法的拘束力はないとされるが、外国人被拘禁者の処遇に関する立法や実務の運営に当たって、この勧告を尊重し、できるだけ斟酌することが要請されている。その内容としては、①自国民との同等な取り扱い、②理解可能な言語による必要事項の告知、③宗教上の戒律や習慣の尊重、④領事との交通権の速やかな告知、⑤施設内生活につき、理解可能な言語での適正な援助の提供、⑥外部交通の促進、国際赤十字等の国際機関による援助機会の提供、⑦保護観察と援助に関する国家間協定の締結の有用性等が定められている。

Ⅸ 「形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する原則（被拘禁者保護原則)」(Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment) 1988年12月国連総会で採択。

これは、政治犯等が不当に拘禁されたり、拷問されたり、行方不明になったりしていることから、これらの被害を防止しようとする意図のもとに採択された。やはり、法的拘束力はもたず、立法及び実務の運営上尊重すべき「宣言」とされる。内容上は、人道的かつ人間に固有の尊厳を尊重した取り扱い（原則1）等、世界人権宣言や国際人権B規約、被拘禁者処遇最低基準規則等の内容とほぼ同旨のものから構成されている[10]。

Ⅹ 「法執行官による実力及び火器の使用に関する基本原則」(Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials) 1990年9月第8回国連「犯罪防止及び犯罪者処遇会議」（ハバナ）で決議。

これも法的拘束力をもつものではないが、法執行官が実力行使したり武器を使用する際に留意すべき原則を示したものとされる[11]。

その内容としては、実力行使は施設の安全及び秩序維持のため厳密に必要なとき又は人の安全が脅かされているときに限られること（原則15)、火器の使用は、死亡若しくは重大な傷

9) 我が国ではこの条約の批准が懸案とされていたが、本年（1999年）の通常国会でようやく批准が行われた。したがって、今後は我が国に対しても法的拘束力をもつ条約となる。なお、五十嵐前掲書は拷問禁止条約の5のルーツとして、①戦時人道主義、②被拘禁者保護、③公正手続きの保障、④自己帰罪拒否特権、⑤思想・良心の自由、を挙げるとともに、条約の実効性を確保する新しい方法をこの条約の意義として強調する。(同書40頁以下)。

10) この原則の意義を詳しく検討したものとして、庭山英雄「国連被拘禁者人権原則をめぐって」香川法学9巻4号（1990）がある（前掲「世界に問われる日本の刑事司法」69頁以下に収録)。

11) 以上では条約以外の決議には法的効力がないとする当局者の見解を示したが、それには北村・前掲書のように強い批判もある。

害の差し迫ったおそれに対して自衛するため若しくは他人を保護するため等に限られること（原則16）が定められている。

XI 「被拘禁者処遇基本原則」(Basic Principles for the Treatment of Prisoners) 1990年12月国連総会で採択。

被拘禁者処遇最低基準規則等の国際準則中に存在する基本原則を明瞭にして国連加盟国に注意を促す必要性に鑑み、第8回の国連「犯罪防止及び犯罪者処遇会議」における決議内容に基づき国連総会で採択された11項目から成る原則である。法的拘束力のある条約ではないが、加盟国は被拘禁者処遇に関する基本原則として遵守するよう要請されている。

内容としては、すべての被拘禁者は人間に固有の尊厳と価値を尊重して取り扱われるべきこと（第1項）等、既存の国際人権規約等の条約や被拘禁者処遇最低基準規則等の国際準則と重なっている（したがって、国際慣習法としての性格をもつとの主張が生じ得る）[12]。

（3） 以上のほか、とくに少年司法に関するものとして、「少年司法運営最低基準規則（北京ルールズ）」(1985年国連総会採択)、「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」(1990年国連総会採択）等がある。さらに「児童（こども）の権利に関する条約」(1989年国連総会採択、1994年日本政府批准)、「死刑廃止条約（死刑廃止にむけての市民的及び政治的権利に関する国際規約第2選択議定書)」(1989年国連総会採択)、「弁護士の役割に関する基本原則」(1990年国連総会採択）等も、多かれ少なかれ、犯罪者・非行少年等の処遇に関わりのある国際準則である[13]。

また、ヨーロッパの地域的な準則ではあるが、我が国の今後の受刑者処遇を考える上では、1987年にヨーロッパ理事会閣僚委員会で採択された「ヨーロッパ行刑規則」(European Prison Rules) も重要な意義を有している。これについては後述する。

4. 受刑者等の刑事人権に関する国際準則の意義と今後の課題

(1) 意義

上述の概観から了解されるように、今日では受刑者等の刑事人権に関係する国際準則は相当数存在する。このことは、人権の普遍性や固有性・不可侵性に鑑み、国際社会が受刑者等の被拘禁者の人権についても関心を高めてきたことの証左といえよう。それらの全体を通して、内容の面からみると、まず第1に、各種準則を通じて「人間に固有の尊厳」(the inherent

12) 拘禁に必要な制限を除き、被拘禁者は、世界人権宣言、国際人権規約等に規定された権利自由を有することを強調する（第5項)。

13) これらの内容については沢登俊雄編「少年司法と国際準則」(1991)、同編「世界諸国の少年法制」(1994) 等を参照。

dignity of the human person）を強調していることが注目されるべきである[14]。これは、人間としての尊厳性はすべての人権の核心部分をすものであるにかかわらず、国家により拘束された被拘禁者、とりわけ有罪宣告を受けた受刑者については容易に蹂躙されるおそれがあることに配慮したものと考えられる。

では人間としての尊厳を保障するとは具体的に何を意味するのか。それは、拘禁された受刑者も自由な一般市民も人間としては同じ存在であることを認めることであり、人間らしい存在に不可欠とされる主体的な自己決定の機会を可能な限り尊重することにほかならない。そのことは、また、受刑者が自己に対して行われる処遇に参加することや、拘禁下であっても彼らのプライバシーを保護すること、さらに受刑者に対してなされる不利益ないし強制の処分は法的適正手続に立脚したものでなければならないこと等を要請しているのである[15]。

次に重要な点としては、受刑者に関する様々な権利の明確化に対する貢献が挙げられよう。「受刑者の権利」といっても、その具体的な様相は必ずしも明瞭ではないが、通常3種類に分類される。すなわち、①信教の自由や思想・良心の自由のように法律によっても制限できない基本権、②身体の自由、表現・通信の自由、学問の自由、文化的生存権、教育を受ける権利、勤労権等のように行刑施設の存立目的に照らし法律によって制限できる基本権、③集会・結社の自由、居住・移転・職業選択の自由等のようにその性質上拘禁という事実と相容れないため当然に制限される基本権という分類がそれである。しかし、いわゆる「知る権利」にかかわる新聞・図書等の閲読の自由や外部社会との接触に関する面会・信書発受の自由等については、それらの制限根拠や制限基準を巡って争われてきたし、社会復帰のための処遇を受ける権利、あるいは逆にそうした処遇を拒む権利等については、なお論争が続いている[16]。こうした状況の中で、各種国際準則は、その展開を通じて、受刑者の権利とその制限の在り方をできるだけ明確なものとすべく努めてきたのである。

このことは、国連基準規則の展開が、当初の「受刑者の処遇と施設の管理の指針」としての準則から「被拘禁者の権利の章典」としての規範へとその重点を移行しつつあるとの指摘からも伺うことができよう[17]。そして、この規範としての役割は、具体的には国連被拘禁者処遇最低基準規則や国際人権B規約等に関して、国連加盟国における充足状況の定期報告及

14）この点につき、菊田幸一「犯罪者処遇における人間の尊厳の尊重と正当手続」下村康正先生古稀祝賀『刑事法学の新動向』下巻（1995）251頁以下、同「国際的視野からみた受刑者の人権」宮崎繁樹先生古稀祝賀『現代国際社会と人権の諸相』（1996）181頁以下等参照。北村・前掲書は、拷問、非人道的取扱い・刑罰の禁止、奴隷禁止、恣意的逮捕・拘禁の禁止等々を国際慣習法とする（333頁）。

15）前掲の菊田論文の他、宮崎・五十嵐・福田編の前掲「国際基準による刑事手続ハンドブック」339頁以下、さらに北村・前掲書とくに第3部「受刑者の人権」同書188頁以下参照。

16）理論的には、基本権とその他の権利の区別やそれぞれの権利制限根拠とその基準等を明確にする作業がなお必要であろう。

17）芝原邦爾「刑事司法と国際準則」（1985）28頁以下、同「受刑者と人権」法律時報60巻12号53頁以下参照。なお、受刑者の人権に関する国際的動向は「疑わしきは、自由のために」（in dubio pro libertate）という言葉で表現されるとするのは野村幸雄「受刑者の人権に関する国際的動向」刑政101巻8号（1990）18頁以下。

び国連サイドでのその審査を通じて行われており、我が国に関する最近の例としては、1998年10月、自由権規約人権委員会により日本政府の第4回報告書が審査され、11月に同委員会の日本に対する最終所見が示されたところである[18)]。

なお、ヨーロッパ地域では、ヨーロッパ理事会において二度にわたり「最低基準規則」の改訂が行われ、1987年にはその改訂版として前述の「ヨーロッパ行刑規則」が誕生し、ヨーロッパ理事会を構成する国々にこの規則の内容に即した立法及び実務の運営を勧告している。

この規則は、①基本原則、②行刑施設の管理運営、③職員、④処遇の目的及び制度、⑤特別な種類の被拘禁者に適用される補充原則を合わせて100カ条から構成され、人権を尊重した受刑者処遇の在り方を示すものとしてきわめて示唆的である。

例えば、その前文で規則の最低基準としての性格が述べられ、基本原則では、被拘禁者の人間としての尊厳の尊重（第1）、規則の公平な適用（第2）、社会復帰に役立つ意志と能力を持たせる処遇目的（第3）、監察官による定期的監察（第4）、司法当局等の外部機関による監督（第5）、自国の言語による当規則の周知（第6）等が謳われている。ヨーロッパ行刑規則は地域的な準則であるので、厳密には国際準則の中に含まれないとの理解もあり得るが、我が国の監獄法改正作業に当たって示された「行刑の国際化」の趣旨が「国連の被拘禁者処遇最低基準規則」のほか、諸外国の立法に示された世界の思潮と水準を考慮する」というものであることに鑑みれば、我が国においてもこの規則の内容を積極的に受けとめる姿勢が期待されよう[19)]。

（2） 今後の課題

上述したとおり、被拘禁者処遇に関する国際準則の展開は、当局の「処遇指針」という性格から被拘禁者の「権利章典」的規範へと重点を移してきたのであるが、それでも国連加盟国の多様な処遇水準の実状を反映して、法的拘束力をもつ条約の形式で定められたものよりも、勧告的な役割にとどまる決議の形態をとるものが多いことを認めざるを得ない。もちろん、その場合でも、加盟国は、自国の立法や実務の運営上、関連する国際準則を尊重してその内容を遵守することが要請されている。それゆえ、いわゆる先進国と目されている我が国としては、未批准の条約であれ、決議であれ、できるだけ積極的対応に努めるべきであるが、日本の国情を理由とする消極的姿勢を指摘する声が少なくないのも事実である。また、法的

18) この模様については、法学セミナー44巻2号（1999）28頁以下特集「国際人権法のじょうずな使い方」、日弁連・自由と正義50巻4号（1999）36頁以下特集「ＮＧＯと国際人権規約」、藤田昇三「Ｂ規約人権委員会による対日審査について」刑政110巻4号（1999）16頁以下、海渡雄一・外山太士「国際人権（自由権）規約委員会最終見解の意義と今後の課題」自由と正義50巻2号（1999）82頁以下等参照。第3回審査につき、三谷紘「Ｂ規約人権委員会による対日審査について」(1)(2)刑政105巻4号（36頁以下）・5号（44頁以下）（1994）や国民救援会他編「国連自由権規約委員会ＮＧＯからの報告」（1994）参照。また、それ以前の模様につき、安藤仁介「国際人権規約委員会による当事国報告の審査について」法律時報60巻12号（1988）62頁以下参照。

19) この規則について、芝原前掲法律時報論文54頁以下、森下忠「刑事政策の論点II」（1994）168頁以下等参照。

拘束力のある条約であっても、その規定内容はかなり包括的なものが多いので条約批准国の法制度が条約に定められた水準を充足しているのかどうかについて争われることも避けられない。そこで、今後はこうした問題に適切に対処していくシステムを具体化することが重要であろう[20]。

この点に関連して、前述の規約人権委員会最終所見は、我が国の現状をもとに、被拘禁者等の権利救済のための独立機関が設置されることを勧告している（第10項）ほか、行刑施設における受刑者処遇について、懲罰手続の不備等の問題点を指摘する（第27項）とともに、裁判官・検察官・行政官（警察官・刑務官等の法執行官もこれに含まれよう）に対する人権に関する研修の必要性を強調している（第32項）。これらを要するに、①デュー・プロセスないしそれを具体化する法規定の整備、②権利侵害等に対する独立の不服申立・救済機関の設置、③関係職員の研修、特に人権教育の充実、等が我が国において速やかな解決を求められている主要課題ということになる[21]。

そして、これらの課題はそれぞれに重要であるのみならず、相互に密接に関連し合っているので、これらの全体を三位一体的にとらえて、課題達成に向けた取り組みを進めていかなければならない。なお、その際に重要な役割を果たすものとして注目されているのは、いわゆるＮＧＯ（非政府組織）の活動である。周知のように、ＮＧＯは私人や市民団体を構成員とする民間の組織であるが、国連憲章でもその存在意義が認められ（憲章71）、現に、開発援助、軍縮、人権保障等の様々な分野で活発な活動を展開しており、国際世論にアピールするとともに、国連機関や各国政府に働きかけて大きな成果を挙げつつある。このことは、前述の規約人権委員会最終所見が、「報告書審査の際に、多数の法律家及びＮＧＯの参加があったことを歓迎する」と述べていることからもよく伺うことができよう。実際、日本のＮＧＯメンバーは、政府報告書に対するカウンターレポートの作成、ロビー活動、審査傍聴等、精力的に活動したのであった。このように、現代の国際社会において、ＮＧＯは大きな役割を担っているのであるが、それだけに、とくに政府との間に建設的な関係を作っていくことも我が国のＮＧＯに課せられた重要課題といえる。もちろん、政府の側にも、ＮＧＯとの積極的な対話を通じて、両者のよりよい協力関係を構築しようとする柔軟な姿勢が望まれるのはいうまでもない[22]。

---

20) 例えば、国内人権機関（national human rights institution）の設立が求められている。川村暁雄「国内人権機関」前掲法学セミナー特集72頁以下、佐藤優・河村浩城「国内人権機関の設立」前掲自由と正義特集44頁以下参照。他方で、国際協働の歴史を①国家間協働の重要性の増大②欧米中心の世界的普遍性の強調から地域的妥当性の尊重への移行③実務性、実効性の強調等と分析し、慎重な対応を説くものに敷田稔「刑事政策の国際協働」矯正協会百周年記念論文集第１巻（1988）380頁以下がある。

21) この点については、前掲の諸論文の他ピナル・リフォーム・インターナショナル（ＰＲＩ）・村井敏邦監訳「刑事施設と国際人権」（1996）及び刑事立法研究会編「入門・監獄改革」（1996）等が取り上げているところであるが、当局は、日本の現在の行刑水準への信頼や我が国の社会・文化の状況を理由に慎重な姿勢をとっている。世界的な普遍性と地域的な特殊性の兼ね合いが問われるところである。

5. むすびに代えて

以上、刑事人権を巡る問題を、主に国際準則の動向から概観した。その結果、国際社会は、人権の普遍性・固有性・不可侵性の認識のもとに、刑事被告人や受刑者の取り扱いにおいても、かれらの「人間としての尊厳」を中核とする刑事人権の保障に努めていることが了解された。それは、日本国憲法に照らすならば、国際社会が「人間相互の関係を支配する崇高な理想」に基づき、「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている」ことの現れにほかならない。その国際社会で、「名誉ある地位を占めたいと思ふ」我が国として、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」(憲法第98条2項) のは論を俟たないであろう。

問題は、そうした異論なき総論のもとで展開される具体的な各論部分のありようであるが、この点については、なお未解決な部分が少なくなく、多くの課題が今後に残されているといわざるを得ない。その場合、既に上述してきたように、受刑者等にかかわる刑事人権の具体的内容に関する理論的な分析やＮＧＯ等によって展開される市民運動の支援が必要とされていることはいうまでもないであろう。

しかし、それらと相俟って、とくに受刑者にかかわる刑事人権の保障水準を向上させる上で、今後重要なファクターになってくると思われるのは、犯罪における被害者側の人権確保という問題である。実は、この点についても、既に1985年の第7回国連「犯罪防止・犯罪者処遇会議」(ミラノ) において、「犯罪の被害者と権力濫用の被害者に対する司法の基本原則の宣言」(Declaration of Basic Principles of Justice (a) relating to Victims of Crime and

22) 注20・21に挙げた諸文献でＮＧＯの重要性が指摘されている。とくに石川えり「第六四会期規約人権委員会に参加して」自由と正義50巻4号67頁以下、上村英明「国連人権機構の構造とＮＧＯの役割」法学セミナー44巻2号55頁以下、岡本雅亨「自由権規約に基づく報告制度の実践的活用法」、同59頁以下等。さらに石塚伸一「刑事政策の国際化と人権の国際化」刑法雑誌37巻1号 (1997) 40頁以下及び同「ワークショップ・刑事政策の国際化と人権の国際化」刑法雑誌37巻3号 (1998) 117頁以下、阿部・今井前掲「テキストブック国際人権法」第8章人権ＮＧＯ等を参照。また人権状況監視団体ヒューマン・ライツ・ウォッチの日本刑事施設調査報告の邦訳に「監獄における人権／日本1995」(刑事立法研究会訳1995) がある。他方で、当局サイドの立場からＮＧＯの活動の在り方に批判論を展開するものに大橋哲「行刑施設とＮＧＯの関わり」刑政107巻1号 (1996) 80頁以下、柏原智子「ＮＧＯ報告と日本行刑」刑政107巻2号 (1996) 94頁以下等がある (これらの論文を含む刑政誌の連載「最近の行刑をめぐる諸問題 (その1～6)」刑政106巻10号 (1995) ～107巻3号 (1996) に対する日弁連の反論として日弁連拘禁二法案対策本部「日弁連・刑事処遇法案への批判に応える」(1997) がある)。双方に立場の相違がある以上見解の対立が起こることはやむを得ないし、場合によってはそれが有意義なこともある。避けるべきは不信から生じる不毛の対立であろう。その意味では建設的対話の推進による相互信頼の醸成がのぞまれるが、前掲大橋論文が「行刑施設は、非公開で行われるその業務の特殊性から、ともすると施設運営が閉鎖的、独善的となり、一般社会の進歩から取り残される危険がないとはいえない。…今後、行刑施設においてもＮＧＯとの関わりを通じ、施設の適切な運営、被収容者の人権尊重を図っていくことが更に必要であると考える。」(84頁) という見解を示され、他方でＮＧＯの立場から石川論文が「ＮＧＯの側にも『非 (ＮＯＮ) 政府組織』ではなく『反 (ANTI) 政府組織』と誤解されかねないような風潮もあることは否定しない。けれども民主的な『対話』を抜きにして人権政策が作られることはありえないのではなかろうか。」(73頁) と述べているところからすれば、双方の立場の相違を認めた上で相互の理解と信頼関係を構築することは可能と思われるし、そのような方向への前進を望みたい。

(b) relating to Victims of Abuse of Power) が採択されたように[23]、欧米を中心に国際社会の取り組みは急速に進んでいるのである[24]。他方、我が国における被害者保護としては、市民運動や学者、弁護士界等のバックアップのもとに1980年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、翌年から施行されているものの、捜査・裁判の過程における被害者の権利の確立や被害者の心のケア等の問題までを視野に入れた総合的な被害者政策という点ではかなり遅れているといわざるをえない[25]。

こうした状況のなかで、最近発生したオウム真理教事件(1995年)や神戸児童殺傷事件(1997年)、さらには和歌山カレー毒物混入事件 (1998年) 等を契機として、改めて犯罪被害者の救援・権利保護を要求する声が高まり、時としてそれが刑事司法や少年司法における加害者側の人権保障制度に対する反発となっている側面も否定できないのである。それを感情論として軽視し、真剣に受けとめないとすれば、結局のところ、我が国の刑事司法制度の健全な発展を妨げる結果になるであろう。すなわち、被害者の人権を置き去りにしたままで受刑者等の被拘禁者の人権を要求することは国民的な支持を得られないことを認めなければならないように思われる。被害者の人権の確立と受刑者等の刑事人権問題を総合的にとらえる視点が益々重要になってくることを強調して本稿のむすびに代えることとしたい。

23) この宣言は、犯罪の被害者について、司法及び公正な取り扱いへのアクセス、被害弁償、被害補償、社会的援助等を定めている。その内容につき、森下忠・前掲「刑事政策の論点III」148頁以下や諸澤英道「新版被害者学入門」(1998) 532頁以下等参照。

24) 欧米を中心とする海外の被害者支援の概要については、諸澤・前掲書439頁以下参照。

25) 近時、我が国においても被害者支援におけるボランティア活動の役割が期待されている。1998年時点の状況について諸澤・前掲書460頁以下参照。昨年来、これらの市民団体の全国ネットワーク化が進められるとともに、市民団体・日弁連等から被害者保護のための基本法制定運動が提起されている。今後、日弁連等の尽力により、被拘禁者の人権を支援する組織と被害者の支援組織との間で多様な交流を深めることができるならばきわめて有意義であろう。